

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第4回期日(20220324)提出の書面です。

令和3年(ワ)第7645号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟事件

原告 山縣真矢 外7名

被告 国

証 拠 説 明 書 4 (甲 A 号証)

2022 (令和4) 年3月22日

東京地方裁判所民事第44部甲合議1A係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 上 杉 崇 子

同 寺 原 真 紀 子

外28名

号証 (甲)	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨
甲 A207	『憲法 I [第 5 版]』(有斐閣)抄本 286~289 頁	写し 2012.3.30	野中俊彦 他3名	憲法 14 条 1 項は、「直接的な法規範として、立法・行政・司法の全ての国家行為を拘束するものであり」、「国民に対しては、平等権すなわち法的に平等に扱われる権利ないし不合理な差別をされない権利を保障したもの」であること(287 頁~288 頁)等。
甲 A208	意見書	写し 2020.4.3	木村草太	法律上の異性カップルと法律上の同性カップルとの間の法律婚ができるかどうかに関する区別には合理性がなく、当該区別

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第4回期日(20220324)提出の書面です。

					は憲法14条1項に違反していること、ある区別取扱いについて憲法が許容し憲法14条1項違反の問題が生じないとされるのは、憲法の明文と基本原理から明確に説明される場合に限られ、本件区別取扱いはそのような基準に該当しないから、14条1項適合性審査を回避できないこと等。
甲 A209	意見書	写し	2020.7.27	駒村圭吾	法律上の同性カップルを婚姻制度から排除する理由に合理性はなく、婚姻を法律上の同性カップルに認めない本件規定は個人の尊厳をおかすもので、憲法24条2項に違反すること、最高裁判所は、憲法14条適合性の審査にあたり、国民の意識等は現状そのままに考慮対象となるのではなく、個人の尊厳と法の下での平等という憲法の要請に照らして合理性が問われ重みづけされて考慮されるべきであるとの立場に立って審査を行っていること(19～21頁)。
甲 A210	論文「同性婚を認めない州法の規定と合衆国憲法」(法律のひろば69巻3号掲載)	写し	2016.3	尾島明	Obergefell 判決(多数意見)が、「議会の多数派によっては保護されない少数者の権利を保護し、性的指向による差別を是正するには、裁判所が違憲審査権を行使すべきである」との考え方を示していること(57頁・61頁)等。

以上